

表 3.4.6 給水主管に対する分岐数

主管 \ 枝管	13	20	25	40	50	75	100	150	200	250
13mm	1									
20mm	3	1								
25mm	5	2	1							
40mm	17	6	3	1						
50mm	29	10	6	2	1					
75mm	80	27	16	5	3	1				
100mm	164	56	32	10	6	2	1			
150mm	452	154	88	27	16	6	3	1		
200mm	928	316	181	56	32	12	6	2	1	
250mm	1622	552	316	98	56	20	10	4	2	1

(2) 営業用、その他

営業用、業務用等の使用水量は、器具の箇所別使用水量及び同時使用率をもちいて、口径を定めること。

(3) 貯水槽

1人1日当り使用水量、又は床面積当り使用水量に基づく水量などをもちいて、口径を定めること。

(4) メーターの性能

メーターの最大流量は表 3.4.7のとおりである。

給水管の最大流量は、メーターの最大流量を超過してはならない。

したがって、給水管口径決定に際しては、メーターの性能範囲に留意して計算を行うこと。

(表 3.4.7) メーターの最大流量

口径 (mm)	一時的使用(m ³ /h)		一日当たりの使用(m ³ /日)		
	10分/日以内	1時間/日以内	5時間/日以内	10時間/日以内	24時間/日
φ13(上水ねじ)	2.5	1.5	4.5	7.0	12.0
φ20(上水ねじ)	4.0	2.5	7.0	12.0	20.0
φ25(上水ねじ)	6.3	4.0	11.0	18.0	30.0
φ30(上水ねじ)	10.0	6.0	18.0	30.0	50.0
φ40(上水ねじ)	10.0	6.0	18.0	30.0	50.0
φ50(たて型)	50.0	30.0	87.0	140.0	250.0
φ75(たて型)	78.0	47.0	138.0	218.0	390.0
φ100(たて型)	125.0	74.5	218.0	345.0	620.0

4.4 メーター口径の変更及び改造工事について

給水装置の改造工事において、所要水量が大きく変化した場合はメーター性能に応じた口径の変更も必要となるので、使用水量の実態を考慮しメーターの口径の変更を特に必要とする場合は次の各項により取り扱うものである。（貯水槽以下のメーター口径変更も同じ取り扱いとする。）

(1) メーター変更に伴う改造工事

- ① 口径変更工事はメーター前後共1mの給水管でメーター口径と同口径の配管替えを行うこと。
 - ② 同時使用水量が必要口径に合致し十分な水圧と水量が確保できること。
 - ③ 給水用具(瞬間湯沸器等)の口径がメーター口径以下であること。
 - ④ 貯水槽以下の装置で、給水管が特に老朽化している場合は、口径変更した場合でも十分な水圧、使用水量が確保できること。
 - ⑤ 貯水槽以下の装置で、高置水槽方式を採用している場合は、各階(特に上層階)において口径減径した場合でも十分な水圧、使用水量が確保できること。
- ※ 大便器のフラッシュバルブは給水管(メーター口径)がφ25mm以上であること。

(2) その他

配管の改造工事の構造については、給水装置工事設計施工基準に適合すること。

新宮町長 殿

年 月 日

上水道給水について（申請）

事業主 住所
氏名
電話番号

㊞

申請代理人 社名
担当者名
連絡先

このことについて、下記のとおり給水を申し込みますので、承認くださるようお願いいたします。

記

1 申請場所	新宮町		
2 建物用途	共同住宅・飲食店・事務所・その他()		
3 給水管引込口径	20・25・40・50・75 mm		
4 設置メーター口径と個数 (親メーター含む)	13mm	個	40mm 個
	20mm	個	50mm 個
	親メーター口径 mm	25mm 個	75mm 個
5 必要書類	位置図、給水計画平面図、口径決定計算書(様-20) 日当たり使用水量計算書		
6 その他	受水槽容量計算書(様-19)		

別紙

加入金誓約書

年 月 日

新宮町長 殿

申請者 住 所
氏 名 ⑩

新宮町水道条例第7条または、新宮町簡易水道条例第7条の規定に従い、下記のとおり契約します。

記

1 水道利用申請場所

糟屋郡新宮町

2 契約水量 立方メートル／日

3 契約水量を超過した場合は、直ちに變更契約を行い、別表2による水源補強費の差額を納付いたします。

給水装置 新設・改造 撤去・一時用 工事申込書

新宮町長 殿

年 月 日 申込

住所
申込者 (フリガナ)
氏名

TEL

住所
施工者 (フリガナ)
(指定給水装置工事事業者) 氏名

TEL

給水装置工事
主任技術者 氏名

主任技術者免除交付番号 ()

下記の場所に給水装置工事の施工を申請します。

なお、工事完了までの間は、給水用途を一時用とし、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例第15条から第20条を遵守し、第8条に規定する指定給水装置工事事業者の責任とします。また、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例並びに新宮町指定給水装置工事事業者規程等の諸規定も併せて遵守します。

設置場所	新宮町		
給水用途	一般家庭用・営業用	量水器口径 mm	給水栓数 個

給水装置(給水管等)を私有地内に埋設する事を認めます。《申請者と土地所有者が同一でない場合記入》

住所	年 月 日	氏名 印
----	-------	---

新宮町水道条例第7条第10項2又は、新宮町簡易水道条例第7条第10項2(町内に3年以上居住したもので、自ら1年以上土地を保有した者または相続、贈与もしくは分家により自己専用住居を建築する場合)に該当するため加入金の減免を申請いたします。

氏名 印

台帳番号	号	種別	納付番号	金額	収入年月日
量水器口径	mm	調査手数料	No.		・ ・
量水器番号	番	加入金	No.		・ ・
量水器型式(桁数)	上水ねじ・ウォルトマン(桁)	水源補強費	No.		・ ・
水栓番号	No.	消費税	No.		・ ・

	担当者	担当	主査	主幹	課長補佐	課長	決裁許可

